

提供日 2026/07/01
タイトル 静岡県議会議員への報酬等の支出に関する
住民監査請求の監査結果
担当 監査委員事務局監査課
連絡先 監査班
TEL 054-221-2927



(要旨)

令和8年5月7日に受け付けた「静岡県議会議員への報酬等の支出」に関する住民監査請求について、監査を実施した結果、一部を却下、一部を棄却することを決定し、6月30日に請求人に通知した。

(概要)

1 件名

静岡県議会議員への報酬等の支出に関する住民監査請求

2 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1 星野 光央 (ほしの みつお)

3 監査対象機関

静岡県議会事務局総務課
静岡県議会事務局議事課
静岡県総務部人事課

4 請求の要旨

だれが。(県の執行機関又は職員) : 県議会議員

A* 1名 (議会事務局が支出行為を行った)

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。:

以下の額をAに支出した。

・報酬及び期末手当の支給

令和6年6月～令和7年3月 月額834,000円×10月= 8,340,000円

令和7年4月～令和8年3月 月額865,000円×12月=10,380,000円

令和6年6月期末手当 2,055,810円

令和6年12月期末手当 2,116,275円

令和7年6月期末手当 2,163,581円

令和7年12月期末手当 2,163,581円

合計 27,219,247円

・旅費の支払

令和7年9月定例会 6,200円

令和7年12月定例会 8,080円

令和8年2月定例会 8,080円

合計 22,360円

* 個人情報等に係る原文の記載について、Aで置き換えてあります。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。:

議員に対する報酬の支出は、議員が適法に職務を遂行した場合にのみ適法であるが、Aは欠席ばかりである。欠席理由を証明する証拠の提出もない。治癒証明もない。虚偽を用いて欠席を繰り返し、報酬を得続ける仕組みを作り出した可能性がある。

議員が虚偽を用いない保証はない。これは、地方自治法違反である。

最小の経費で、最大の効果でなければならない。

議員が欠席でもいいなら、最大の効果である。

しかし、最小の経費ではない。欠席分は、返納させなければ、最小の経費は実現しない。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。:

支出した報酬及び旅費等が全て損害。

どのような措置を請求するのか。: 静岡県は、

- (1) Aが欠席した日数に応じて、Aが受け取った報酬等を返還させよ。
- (2) 議員が欠席する際には、自ら文書を出させよ。議会事務局職員に作らせるな。
- (3) 病欠なら、診断書を必ず添付させよ。欠席議員が出せないなら、仮病だと確定させよ。議会は、そういう規則を直ちに制定せよ。
- (4) 治癒したら、治癒証明書も提出させよ。完治ではないなら、経過報告書でもいい。
- (5) 上記を守れない議員名と行動記録を公表しろ。

5 監査結果

本件措置請求のうち令和7年5月6日までの報酬等の支出に関する請求については、請求期間の1年を経過しており、その後に請求できる「正当な理由」も認められないため地方自治法第242条の所定の要件を欠いていることから却下する。

令和7年5月7日以降の報酬等の支出に関する請求については、県には「違法又は不当な公金の支出」は存在しないため、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。

監査結果のポイント

1 「請求人の主張に理由があると認めることはできない」とした主な判断根拠

(1) 令和7年5月6日までの報酬等の支出に関する請求は所定の要件を欠いている。

令和7年5月6日までの報酬等の支出については、支出日から本件措置請求を受け付けた令和8年5月7日までに1年を経過している。請求人に対して「正当な理由」があるかについて確認したところ、「正当な理由はない」との回答があった。

(2) 本件議員報酬の支給について違法又は不当であるとする理由はない。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第203条の2第2項において、議員以外の非常勤の特別職の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じて支給するものとされているが、同法第203条第1項においては、議員に対する報酬をその勤務日数に応じて支給するものとはされておらず、地方議会を欠席した場合に減額するものとはされていない。このことからすれば、議員報酬は、議員が地方議会に出席する等、議員としての具体的活動を行ったこと自体によって支給されるのではなく、議員としての身分ないし地位を有すること自体によって支給されるものと解されている。

したがって、普通地方公共団体は、自治法第203条第1項に基づき、議員としての身分を有している者に対しては、その者が地方議会に出席する等の議員としての具体的活動を行ったか否かを問わず、議員としての地位にあること自体により、議員報酬を支給すべき義務を負うものと解されている。

このように解すると、議会に出席できない状態にある議員にも議員報酬を支給することになるが、自治法第203条第4項において、議員報酬の額及び支給方法は条例で定めるものとされ、特に一定の場合に限定することなく、包括的に条例の定めるところによるとされているのであるから、議会に出席できない状態にある議員に対する議員報酬を減額する規定を設けることも、設けないことも、可能であるものと解されている。

そして、議会に出席できない場合に議員報酬を減額することができるとの規定が条例にない普通地方公共団体においては、普通地方公共団体の長の裁量により自由に議員報酬を減額することはできないものと解されている。なぜなら、普通地方公共団体の長の裁量により自由に減額することができるのであれば、自治法第203条第4項が、報酬の額及び支給方法について条例で定めなければならないとした趣旨を没却することとなるからである（以上、横浜地裁平成13年8月29日判決参照）。

イ 本県においては、議員報酬等の支給に関し、特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号。以下「特別職給与条例」という。）が制定されている。同条例においては、議員報酬の減額に関する規定はない。

すなわち、同条例第4条第1項においては、月の途中で特別職の職員になった場合や、月の途中で特別職の職員を離職した場合における報酬の額は日割りによって計算するものとされているが、議会を欠席した場合において報酬の額を減額する旨の規定はない。

また、同条例第4条第2項及び第3項においては、報酬が日額又は時間額で定められている特別職の職員や、教育委員会の委員等の報酬は、勤務の実績により支給するものとされているが、議員報酬について定められた第1項は、そのような規定にはなっていない。

したがって、本県においては、議員が議会に出席しない等、議員としての職責の一部を果たすことができない場合であったとしても、知事は、当該議員に対して、議員報酬を全

額支払わなければならないこととなる。

監査の結果、認定した事実関係によると、当該議員は、令和7年5月から令和8年3月までの間において静岡県議会議員の職にあったことから、知事は、当該議員に対して、特別職給与条例に定められた金額を議員報酬として支給する法的義務があったのであり、本件議員報酬の支給について違法又は不当であるとする理由はない。

なお、特別職給与条例は一部改正され、令和8年4月1日以降は、1つの定例会の開会日から閉会日までの間に開かれる議会の会議及び委員会の全てを欠席した議員に対する議員報酬及び期末手当の支給を一定の場合に制限する規定が設けられている。

(3) 本件期末手当の支給について違法又は不当であるとする理由はない。

ア 普通地方公共団体は、条例に規定がある場合に、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができるものとされており（自治法第203条第3項）、普通地方公共団体が条例で期末手当を支給することとした場合、支給する期末手当の額及び支給方法についても、条例で定めなければならない（同条第4項）。

その場合に、議会に出席する等の議員としての具体的活動を行ってできない議員に対しても期末手当を支給することを条例で定めることができるか否かについては、その内容をどのようにするかのも条例に委ねるとするのが法の規定の趣旨であるため、議員の身分があれば期末手当を支給するという立場の条例を定めることも可能であるものと解されている。

期末手当を支給する旨の条例を定めた普通地方公共団体においては、その長は、条例に本会議や委員会を欠席した場合に手当の支給額を減額する旨の規定がない場合は、条例の定めに従い計算される額の期末手当を支給しなければならないと、その裁量により自由に期末手当を減額等することはできないものと解されている（以上、横浜地裁平成13年8月29日判決参照）。

イ 本県においては、特別職給与条例第5条において、6月1日及び12月1日に在職する議員には所定の割合による期末手当を支給するものと定められており、期末手当の減額等に関する規定はない。

したがって、本県においては、議員が議会に出席しない等、議員としての職責の一部を果たすことができない場合であったとしても、知事は、規定された一定の時期に議員として在職している者に対し、条例に定められた計算方法に従い算定される額の期末手当を全額支払わなければならないこととなる。

監査の結果、認定した事実関係によると、当該議員は、令和7年6月1日及び同年12月1日の両日、静岡県議会議員の職にあったことから、知事は、当該議員に対して、特別職給与条例に定められた金額を期末手当として支給する法的義務があったのであり、本件期末手当の支給について違法又は不当であるとする理由はない。

(4) 本件旅費の支給について違法又は不当であるとする理由はない。

特別職給与条例第6条第1項において、非常勤の特別職の職員が公務のため旅行した場合には、その者に対し、当該旅行に要した費用を弁償することとされている。

監査の結果、認定した事実関係によると、当該議員は、令和7年9月定例会、12月定例会及び令和8年2月定例会の本会議に出席していることから、知事は、当該議員に対して、特別職給与条例に定められた金額を旅費として支給する法的義務があったのであり、本件旅費の支給について違法又は不当であるとする理由はない。

(5) 「違法又は不当な公金の支出」は存在しない。

当該議員に対する議員報酬、期末手当及び旅費の支給については、いずれも違法又は不当ということはできない。

したがって、「違法又は不当な公金の支出」は存在しない。

2 結論

以上のことから、請求人の主張に理由があると認めることはできない。